

本文編

はじめに

平成25年9月、国立ハンセン病療養所栗生楽泉園入所者自治会会長から群馬県知事宛に、「無らい県運動の検証」についての要望書が提出された。これを受けて、26年度において健康福祉部保健予防課内に資料調査班を設置し、群馬県立文書館に保存された文書の内、明治33年度から昭和35年度までの間におけるハンセン病施策に関するもの、又は関連すると思われた県行政資料計876冊を調査した。

第一章 全国調査と法律制定

第一節 全国調査と実情把握

明治33年（1900）11月、内務省衛生局は、ハンセン病に関する第一回全国調査を実施したが、この時の調査項目は、「癩病患者」と「癩病ノ血統家系」であった。調査は警察署単位で実施され、結果は警察部衛生課によって郡市別に集計し直されたのち内務省衛生局へ送付された。この時の群馬県の患者数は男性417名（64.5%）、女性230名（35.5%）の計647名、うち吾妻郡では男性136名、女性75名の計211名であった（資料1）。

明治38年（1905）の全国調査では、調査項目に大きな変化がみられる。項目のうち①「神社仏閣其他路傍ニ徘徊スル行旅患者」とは、いわゆる「浮浪患者」と呼ばれる人々であり、全国3万7431名のうち群馬県には50名が存在した。②「一定ノ居所ヲ有スルモ療養ノ資力ナシト認ムル患者」とは、住居はあるが経済的自立が困難な患者、すなわち「無資力患者」と呼ばれる人々であり、全国6877名のうち群馬県には195名が存在した。③「比較的多く患者ノ土着若ハ集合セル部落数」は全国には985ヶ所あり、群馬県には一ヶ所存在した（資料2）。

明治39年（1906）の全国調査では、患家戸数や人口に対する患者数の割合が調査されるとともに、いわゆる「浮浪患者」の実態とその原籍別調査が実施された。全国では、患者総数2万3815名、うち男性1万6607名（69.7%）、女性7208名（30.3%）であるが、群馬県では患者総数613名、男性391名（63.8%）、女性222名（36.2%）であり、全国と比べると女性の比率はやや高い。また「一定居所ナキ患者数」は、全国で1182名、群馬県で77名であるが、「一定居所ナキ患者原籍別」によれば、77名のうち群馬県を原籍とする患者は10名に過ぎず、残りの67名は他府県から来住した患者であった（資料3）。

明治39年（1906）の「郡市別癩患者数」（資料4）と明治33年（1900）の患者数（資料1）を比較すると、県内の患者総数は33年では647名、39年は613名とやや減少傾向をみせている。一方、吾妻郡では、33年の患者総数211名、39年は236名と増加している。男性は33年の136名から39年の133名と微減しているが、女性は33年の75名から39年の103名と増加している。

大正14年の内務省衛生局による全国一斉調査では、全国の患者数は15,351名、うち群馬県は男性474名、女性241名の計715名であり、療養の状態別で見ると、私宅が658名と

圧倒的に多いが、これは全国的な傾向である（資料20）。

大正14年11月16日現在では全国の患者数は15,400名、大正8年の調査時よりも861名減少している。なお、このときの群馬県の患者数は715名で、大正8年の調査時よりも425名増加している（資料21）。

また、昭和元年の「県内癩患者調査」では714名（資料22）、昭和11年の「警察署別癩患者調査」では978名（資料37）である。

表1は郡市別患者数の推移をみたものである。明治33年から昭和11年までの36年間に、県内の患者数は331名の増加がみられる。この間、最も増加した郡市は吾妻郡であり、明治33年の211名から、昭和11年には891名となり、実に680名の急増（4.2倍）がみられた。

表1 郡市別患者数の推移

	明治33年 (1900)	明治39年 (1906)	昭和11年 (1936)
勢多郡	82	52	13
群馬郡	82	33	16
多野郡	65	53	5
北甘楽郡	31	25	10
碓氷郡	25	11	5
吾妻郡	211	236	891
利根郡	48	63	20
山田郡	19	22	5
新田郡	8	12	1
佐波郡	32	33	4
邑楽郡	35	63	5
前橋市	3	5	1
高崎市	6	5	1
桐生市	0	0	1
合計	647	613	978

明治33年は「資料1」、明治39年は「資料4」、昭和11年は「資料37」により作成

第二節 法律の制定

明治40年（1907）、「癩予防ニ関スル件」（法律第11号）が公布された。この法律により、医師は患者を診断した場合は行政官庁に届け出ること、救護者のいない患者を收容するための療養所を設置すること、等が定められた。これにより、各地に公立療養所が

設置された（資料5）。

同年の知事事務引継書には、当県が、療養所設置のために5170円29銭6厘を分担支出することが記載されている（資料6）。

昭和6年（1931）には「癩予防法」（法律第58号）が制定された。「癩予防ニ関スル件」が、いわゆる「浮浪患者」や「無資力患者」を療養所への収容対象としていたのに対し、この法律では、「癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞（おそれ）アルモノヲ、国立癩療養所又ハ第四条ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ」（第3条）とし、収容対象の範囲が拡大された。この中の第4条の規定とは、公立療養所を指している。これを受けて、群馬県では「癩予防法施行細則」及び「癩予防法施行手続」を定めている。そこにはハンセン病患者の把握や具体的に従事を禁止する職業、そしてそれに伴う生活費の支給、予防消毒方法等が記されている（資料27～29）。

第三節 告諭と訓令

法律「癩予防ニ関スル件」の制定を受けて、明治42年（1909）7月、県では「告諭」第四号を制定した。この「告諭」は、戦前文書としては珍しい漢字ひらがな交じりの文体で漢字には全てふりがなが付けられている。内容は、ハンセン病の由来から始まり、病状の特徴、明治40年の法律制定、病気の予防方法などが記されている（資料7）。

また、訓令甲第四十五号「癩患者取扱ニ関スル件」は全14条から成り、その主な条文は次のとおりであった。第1条 警察官署は癩患者名簿を調製する。第2条 癩患者の届出等があった場合は直ちに名簿に登載し、その名簿の謄本を知事に進達する。第4条 警察官署は患者を救護する時は通知書を発行する。第6条 警察官署が患者を救護する時は、内務省令により報告すべき事項のほか、次の各号を調査し知事に報告すべきとされている。その各号とは、①相貌、特徴及年齢、②着衣・所持金品の種類員数、③救護の理由、④旅行の目的、出発の年月日、経過地名及目的地名、⑤資力、⑥各扶養義務者の資力であった（資料7）。

明治42年（1909）、当県の技師が内務省衛生局府県衛生技術官会議に出席した際の復命書には、局長の訓示として、主として浮浪者中の臨床症状の顕著な患者のみを取り締まること、診断時に強制的に鏡検材料（顕微鏡検査に使用する材料）を採取しないこと、住居の衛生に注意すべきこと、隣接県は相互意志を疎通すること、とされている。また、協議事項として、患者の診断は臨床上明らかに顕著であるものを除き、細菌検査の結果によって判断することや、患者の家の消毒方法が記載されている（資料8）。

これに関連して、同年の地方官会議において、本県からは細菌検査の結果によらず患者と判断できる場合があることを望む旨が諮問されている（資料10）。

また、翌明治43年（1910）には、患者等の幼老同伴者を救護し施設の養育院等に収容する場合の補助について、国に要望が出されている（資料11）。

大正3年には、各警察署に対し、訓令甲第四五号に従い患者についての調査を徹底するよう注意が出ている（資料14）。

昭和11年(1940)に警察署別のハンセン病患者数を調べているが、県内978名の内、草津町を管轄する長野原署区域に871名が在住している。また、警察署長会議において、ハンセン病患者名簿の整理を行い、新たな患者の発見や患家への消毒方法の指示、療養所への入所の勧奨などに努めるよう指示している（資料37）。

第二章 第一区府県立全生病院の成立と拡張

第一節 全生病院と患者送致

明治42年（1909）6月、県警務長は各警察署長に宛て「癩患者ヲ癩療養所ニ送致」する際の措置を指示した。それによれば、①巡査をして患者を東京府北多摩郡東村山村停車場癩療養所まで直送すること、②患者送致の際は、患者の本籍・住所・年齢・着衣等を記した送致書を作成し、患者とともに癩療養所吏員に引き渡すこと、③患者を汽車で送致する場合は、鉄道院または鉄道会社に諮って一般乗客と隔離すべき方法をとること、とある（資料7）。

同年の癩患者調によれば、本県から全生病院に收容された患者は10名とあるが、このとき、警察官が秘密に患者家族へ告諭第四号（資料7）を配布した旨が記されている（資料9）。

大正2年（1913）の知事事務引継書によると、明治42年11月現在、全生病院へ送致した患者は総計17名、内死亡6名、逃走、所在不明2名、在院9名であること、草津町における患者の集落は年々患者が増加し公衆衛生上問題があること、そのため同町が移転計画を立て、国庫補助申請中であることが記されている（資料12）。

大正7年（1918）の「全生病院收容癩患者調」によると、送致人員は22名、收容後の死亡・逃走人員は16名（72.7%）、現在收容人員は6名（27.3%）となっており、死亡・逃走する患者の割合はかなり高かった（資料16）。

昭和元年（1926）の「県内癩患者調査」にみられる「全生病院收容患者総数府県別調」によれば、全生病院の收容患者は総数782名（資料22に掲載した「昭和元年 癩患者調査表」の計は計算上780名となる）であり、最多は警視庁（東京府）の392名（50.1%）、次いで愛知県の62名（7.9%）、本県からの收容患者は32名（4.1%）であった（資料22）。

第二節 全生病院と県費負担

全生病院は、12府県が支払う分担金によって運営されていた。その算出方法は2分の1国庫補助に該当する金額と6分の1国庫補助に該当する金額に分けられ、それぞれが直接国税納額割と人口割によって算出されていた。

昭和3年「全生病院各府県分担金の算出内訳」によれば、分担金総計22万2976円のう

ち、本県の分担金は9231円（4.1%）で、そのうち2分の1国庫補助項目の直接国税納額割は70円、人口割は278円であり、6分1国庫補助に該当する金額は、直接国税納額割は1802円、人口割は7079円であった（資料25）。

このような各府県の分担金は、全生病院予算協議会で決められていた。大正11年（1922）9月に東京府の庁舎で開かれた予算協議会に出席した本県衛生課職員は警察部長に宛て、次のような復命書を提出している。初日は議案説明及び質問、午後から全生病院を実況視察。2日目は各県衛生課長の会合が秘密会で行われ、予算査定が協議された。その後、午前11時から午後2時まで会議が開かれ、次のとおり議決された。①一号議案大正12年度歳入歳出予算の17万9221円71銭は原案通り決定、②二号議案大正11年度追加予算の削減（5万517円50銭）、③三号議案大正12年度追加予算1万6386円47銭は、拡張に伴う患者増員に関する費用であったが、拡張工事の竣工期が不明なため、再提案するとして原案は撤回された。なお、備考として、本県衛生課職員は①秘密会において一号議案には1割減を主張したこと、②二号議案中の建築費単価について2割減を主張したが、およそ1割減に決定したことが記されている（資料17）。

第三節 全生病院の拡張

「資料17」の大正11年（1922）の本県衛生課職員の復命書には、内務次官から府知事宛の全生病院拡張の通牒が添付され、その中で患者150名を収容するために必要な病舎の建設が依命されている。

また、昭和2年（1927）の「全生病院拡張に係る予算追加議案」によると、全生病院への入院希望者が激増しているため、昭和元年度に土地2万5000坪を購入し、翌2年度には150名を収容し得る患者住宅・病室等を建築するため、東京府で協議会を開き、建築費14万9193円、初度調弁費2万1730円、合計17万923円が承認されたとある（資料24）。

第三章 湯ノ沢集落と聖バルナバ医院

第一節 湯ノ沢地区への患者集住

「資料44」には、草津町にハンセン病患者が集まった経緯と草津町主導による湯ノ沢集落の形成及びその移転への取組みが記されている。

草津温泉は、12代である景行天皇の時代に発見されたものであり、病気への効能が著しいと全国に知られていた。特に梅毒とハンセン病の患者に特効があるとされたことから、全国から多くのハンセン病患者が集り、一般の浴客と共同で入浴したり、雑居していたが、年々その人数が増加していった。ハンセン病患者が増加する一方、一般浴客が減少してきたことから、明治19年（1886）、草津町は、ハンセン病患者を湯ノ沢地区へ移転することとした。しかしながら、その後もハンセン病患者は増加し、明治40年頃には、

再び、湯ノ沢地区と一般の町民の住む地区が隣接するようになり、草津町は湯ノ沢集落の移転を検討することとした。

明治43年3月23日付の草津町長から群馬県知事へ宛てた「請願書」には、草津町の風光明媚さと温泉湧出量の無限さを説き、温泉場経営が町の唯一の事業であり、町の盛否は温泉場の浴客の多寡にかかっているとし、「湯ノ沢ニ現存セル癩患者入浴場ヲ移転セシムル」ことが急要であり、「完全ニ病毒ノ散漫ヲ防止シ、多数来浴者ヲシテ安シテ滞浴セシムルノ手段」を講じることは焦眉の急であるとし、「湯ノ沢癩患者入浴場移転計画書」を提示した。移転候補地は滝尻原国有原野、移転費概算額は2万620円であった。

明治43年8月17日付の「請願書」は、「湯之沢区住民」の患者ら84名が連印して内務大臣に提出した文書であるが、その中で今回の移転計画の目的はハンセン病予防のためではなく、その真意は2つあり、第一は「現在ノ位置（湯ノ沢）ニ我々ヲ居住セシムルニ於テハ、上町ニ於ケル顧客ノ嫌忌ヲ来スル虞（おそれ）」であり、第二は「富裕ナル癩患ハ飽クマデモ之ヲ隠微シ、私欲ヲ貪ラントスルモノニ外ナラズ候」とし、「法規ノ命ゼザル限りハ死ヲ賭シテモ尚且ツ此ノ地ヲ去ラザルノ決心」であると述べている。一方、県警察部長は知事に宛てた明治44年6月26日付の「復命書」において、彼等（患者）に移転を勧誘すれば、「法律上之ヲ強制スルノ途ナシト」いえども、患者移転は達成できる見込みである、と述べている。また同年6月29日付の知事から山林局長宛の回答案の中で「移転ニ就テハ、現行法上強制スヘキ明文ナキ」ものとしている。

なお、明治44年7月14日付の農商務省山林局長から県知事に宛てた、国有原野特売に関する照会の中で、①移転が確実に実行できるという資料はないのか、②移転先の国有原野は広大すぎるので計画を縮小した方が良い、③利子が低廉であるとは認められるが、成立するのか、④町債償還の財源費回答書と吾妻郡長宛町長報告書とは一致しないなどの指摘がみられる。

このことについて、明治44年8月30日付の知事から農商務省山林局長に宛てた文書には、移転が確実に実行できるという資料について、「宿屋営業者ノ十二戸ニシテ、内十一戸ハ移転ヲ承諾シ居リ」とあり、湯ノ沢の温泉場を移転させるため、まず患者専用の旅館を移転させることで、自然と患者も後をついていくと回答している。

明治44年6月の湯ノ沢集落の戸数は91戸、人口220名、寄寓者84名、合計304名であった。この湯ノ沢集落の移転に要する費用は、明治43年時点では2万5000円を予定していたが、大正元年には3万円に変更された。草津町は移転先として町から東方へ約20町（2.2km）離れた国有原野の特売を願い出たが、所管する農商務省山林局は、移転の確実性が認められないとして容易に許可を出さなかった。大正元年（1912）8月20日付の長野原警察分署の文書によれば、草津町では臨時町会を開き、3万円の町債募集を決定したが、資金の借入先が見つからず、この湯ノ沢移転計画は実現しなかった。ちなみに、この頃の草津町の財政規模について、明治44年度の歳入予算は1万4377円40銭であった。

明治末年から大正初年にかけての草津町主導の湯ノ沢移転計画は実現しなかったが、

その後の湯ノ沢集落には全国各地から多くの患者が流入してきた。大正14年（1925）の全国調査をまとめた「癩患者ニ関スル統計」（資料20）によれば、全国の患者総数1万5351名、本県の患者数は715名、このうち本籍を群馬県に有する者は210名（29.4%）、他府県に本籍を有する者480名（67.1%）であった。他府県からの患者480名が全て草津町湯ノ沢に転入したかは確認できないが、このような転入者の多さが湯ノ沢集落の特徴となっている。ちなみに、この480名の流入患者の出身道府県は、全国42道府県に及ぶ広範囲なものであった。また、大正8年（1919）と大正14年（1925）の患者数を比較した「資料21」によれば、総計としては861名の減少を示しているが、この間の患者増加は10府県に限られ、その中で最も増加しているのは、群馬県の425名増であった。

大正3年（1914）の「草津町温泉使用料条例」（資料13）によると、15歳以上の浴客から一人一日15銭以内、患者は半額以内となっており、「癩病患者ハ其ノ指定区域外ノ温泉ニ入浴スルコトヲ得ス」とされていた。

昭和2年には湯ノ沢で騒擾事件が突発した。事件の経緯については記されていないが、この事件を取り締まるため、長野原警察署から1日10名、延べ30名が出動し、また前橋・高崎・原町署から31名の応援があった（資料23）。

昭和10年（1935）、県会議員選挙が行われたが、草津町の投票所は、二ヶ所に分かれて実施された。第一投票所は草津町役場であり、投票した選挙人は461名、第二投票所は聖バルナバ医院聖望小学校であり、投票した選挙人は65名であった（資料35）。湯ノ沢集落は、草津町行政の組織としての「湯之沢区」として機能しており、区長を中心とした自治的な運営を営みつつあった（資料40）。

第二節 聖バルナバ医院と栗生楽泉園

「資料34」には、昭和9年（1934）に行われた陸軍大演習の際、国の職員が草津を訪れ、国立癩療養所栗生楽泉園と草津聖バルナバ医院を視察したことが記されている。それによれば、聖バルナバ医院の開設は大正7年（1918）であり、昭和8年の事業状況として、収容患者の実人員は231名、施薬施療総件数は18万428件、児童・保育収容者の実人員は34名、同9年の収容患者は183名、児童保育収容者は35名とある。また9年度予算額は4万7865円、基本財産は14万2722円であった。

一方、栗生楽泉園は、昭和6年（1931）に12万円の国費で群馬県と協力して草津町大字栗生・瀧尻ヶ原・水ノ窪等にわたる8万坪を選定し、温泉導引・患者浴場などが建設された。同7年度には10万7000余円で水道敷設・診療所・重病舎などを新築し、同年10月に国立癩療養所栗生楽泉園と命名され、12月から患者の診療を開始した。病舎地区12万2965坪のうち自由療養地区は約1万2000坪、官舎地区は5万7250坪であった。建物は診療所1棟（99坪92）、仮事務所1棟（35坪）、集会所1棟（42坪）、患者住宅7棟（329坪90）、患者浴場2棟（64坪70）、官舎15棟（375坪87）であり、栗生相談所内には患者住宅26棟（345

坪50)があった。自由療養地区には患者住宅15棟(152坪75)があり、ほかに栗生保育所があった。職員は、所長以下55名が勤務していた。

国立癩療養所の新設については、「資料18」のとおり、大正12年に群馬県会議長が内務大臣宛に公衆衛生上の不安解消とハンセン病に係る患者の救護並びに予防・撲滅を行うため、国において療養所を設置することを要望する建議書を提出している。なお、「資料22」によれば、国では昭和元年(1926)には府県立癩療養所に加えて国立の施設を新設する必要性が記されている。

昭和5年(1930)、群馬県会で国立癩療養所設置についての質疑がなされ、それに対する答弁には、「昭和六年度ノ予算ニ国ノ予算ニ少額デハゴザイマスガ、移転ノ経費ガ計上」されることになったと記されている(資料26)。

また「資料30」の昭和6年(1931)の知事事務引継書には、昭和5年に内務大臣の依頼により、群馬県知事を含む9名を発起人として推薦のうえ、癩予防協会の会員募集に着手しようとしたが、未曾有の霜害に見舞われ蚕糸県として大きな打撃を受けたため、景気回復を待ってから実施することとしている。

国立栗生楽泉園の大きな特徴は、昭和6年の知事事務引継書に「此ニ始メテ国立自由癩療養地区設置」とあるように、湯ノ沢集落の有資力患者の受入れに配慮している点にある(資料30、31)。内務省衛生局長から群馬県知事に宛てた昭和7年9月16日付の通知文によれば、「草津癩療養所」は患者定員700名を想定し、その中に相当数の有資力患者を受け入れる。そのため「敷地ヲ無償ヲ以テ貸付シ、住宅ヲ建設セシメ、治療其ノ他ノ費用ハ、国家ニ於テ負担スルコト」とし、有資力患者の家屋建築にかかる家屋税や湯ノ沢集落の旅館移転の場合は営業税を免除して欲しい旨の依頼をしている(資料31)。群馬県では、その依頼を受け入れ、県税賦課徴収条例の改正を行い県税免除の措置をとった(資料32)。

また、「資料33」には、栗生楽泉園の開設にあたり、内務省から同所に巡查1名を配置するよう要請があり、警務部長が内務部長に対して追加予算の要求を行っていることが記されている。

昭和14年には栗生楽泉園が創立時から草津町と契約して引湯していた白幡湯が、施設の規模及び収容患者の増大や各温泉業者の浴槽拡張に伴い、不足するようになった。そのため、栗生楽泉園は草津町に交渉したところ、直ちに草津町長や町議がその窮状を視察し、その要求の必要性を認め、町会議会を招集し、満場一致で新たに湯畑東方の温泉も栗生楽泉園に引湯することを決定した(資料39)。

第三節 全生病院の国立移管と湯ノ沢集落の解散

昭和16年(1941)、第一区府県立全生病院は、病院敷地や建物等を国に寄付するため、見積価格を各府県に提示した。群馬県の持分財産は、土地価格16万4904円、樹木6910円

54銭、建物60万8044円、工作物9万4745円、総額87万4603円54銭となり、この持分財産は国に寄付されることとなった（昭和17年度「県参事会議案綴」*）。

昭和16年（1941）10月の「知事事務引継書」（資料40）によれば、「湯之沢部落移転処理ノ問題」に関しては、数十年間にわたり折衝努力をしてきたが、実現できなかった。今回、主務省（厚生省）より「患者ニ対シ療養所ニ収容方通達セラレ」たことにより、県も態度を決し、同15年10月以来、着々と準備を進め、昭和16年3月以降、衛生課員により折衝を重ね、ついに5月7日にようやく解決をみて「覚書」の条件のとおり移転が決定した。土地家屋等全部の買収資金は、本県財団法人衛生協会が厚生省内財団法人癩予防協会から33万円を借り受けて移転を実施し、県は衛生協会に対し、33万円に対する利子を毎年補助金として交付することとなった。

前記「知事事務引継書」によれば、湯ノ沢地区住民は、世帯総数182戸、全人口574名、うち患者428名、健康者146名であった。移転条件は、（1）移転期限は一年以内、（2）移転せしむる者の範囲は、健康者・患者を問わず湯ノ沢地区住民全員、（3）土地・建物・動産の買収方法は、①湯ノ沢地域の土地・家屋は全部買収、②買収に関しては、評価委員会を組織し、県提示価格を標準とし、各個人所有別に評価、（4）移転手当は、①無資産者は一人当100円、②準無資産者は一人当50円、③有資産者は一世帯30円、というものであった。なお、移転手当からみると、「無資産者」は80世帯で300名、「準無資産者」は84世帯で224名、「有資産者」は18世帯で50名であった。

昭和16年5月7日付の県警察部長と湯ノ沢地区代表10名との「覚書」によれば、湯ノ沢地区住民は、昭和16年5月7日より速やかに移転を開始し、同17年12月31日までに全員の移転を完了することが取り交わされた。

昭和16年5月22日、群馬県知事は、厚生大臣・内務大臣ほか各庁府県や朝鮮総督・台湾総督・各国立並公立癩療養所長宛に、「草津町湯ノ沢癩部落移転ニ関スル件」により湯ノ沢地区住民の移転を内外の行政首長に通達した。その中で、草津温泉並びに同部落を頼って来住旅行しようとするハンセン病患者に対しては、これをとどめてほしい旨の依頼をしている。

なお、「資料41」には、移転開始から1年後の昭和17年5月7日現在の住民移転状況が記されている。湯ノ沢地区の患者198名の入所先は、栗生楽泉園へ140名、長島愛生園へ34名、多磨全生園へ6名、東北新生園へ4名、松丘保養園へ8名、星塚敬愛園へ2名、復生病院へ4名とある。健康者の98名は、草津上町へ39名、保育所へ4名、その他55名となっており、移転の進捗率は約59%であった。移転は10月までに完了する予定で、今後の予想として、患者140名のうち136名は栗生楽泉園へ、4名は多磨全生園への入所を指導中とされ、健康者は、草津上町へ37名、保育所へ8名、その他は21名となっている。

第四章 戦後公文書にみるハンセン病患者

昭和27年の「知事事務引継書」（資料42）によると、らい予防事業として、患者は減少を示しているが、現在真症を含む十数名の患者が在宅している。これら患者の収容と検診を行うため、保健所の指導面を強化するとともに極力入所を勧奨しており、3月末現在では、真症患者4名、疑患者9名との記載がみられる。

おわりに

群馬県では、群馬県立文書館に戦前の文書が多く保存されているという利点を生かし、明治、大正、昭和（戦前）の県の文書を詳細に掲載することができたが、これは、国や他道府県の調査ではあまり見られない、本県独自の特徴である。

ハンセン病に関する最初の全国調査の年（明治33年）から国のハンセン病問題に関する検証会議で強制隔離が続いていたとされる年（昭和34年）の翌年までの行政資料を調査したことで、県のハンセン病施策については確認ができたものとする。

ハンセン病問題に関する施策は、国家施策として実施されてきたが、県においても湯ノ沢地区住民の移転に関する隔離政策に関与していたことが判明した。

県としては、この調査結果を史実として公表することを通して、ハンセン病普及啓発を始め、今後の感染症対策における人権尊重の重要性、いわゆる感染症についての正しい知識と理解のもと、差別や偏見をなくしていくことを県民とともに今まで以上にしっかりと認識していきたい。

【参考文献】

※ 群馬県立文書館所蔵 昭和17年度「県参事会議案綴」A0181A0S 740 3-1